四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３１号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和４２年四日市市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。 (1)　（略） (2)　教育民生常任委員会　８人 アからウまで　（略） (3)　産業生活常任委員会　８人 アからオまで　（略） (4)　（略） (5)　予算常任委員会　３１人（議長を除く。） ア　（略） (6)　決算常任委員会　２９人（議長及び議員のうちから選任する監査委員	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。 (1)　（略） (2)　教育民生常任委員会　９人 アからウまで　（略） (3)　産業生活常任委員会　９人 アからオまで　（略） (4)　（略） (5)　予算常任委員会　３３人（議長を除く。） ア　（略） (6)　決算常任委員会　３１人（議長及び議員のうちから選任する監査委員

を除く。） ア （略）	を除く。） ア （略）
2 （略）	2 （略）

附　則

この条例は、令和９年５月１日から施行する。

（議会事務局議事課）